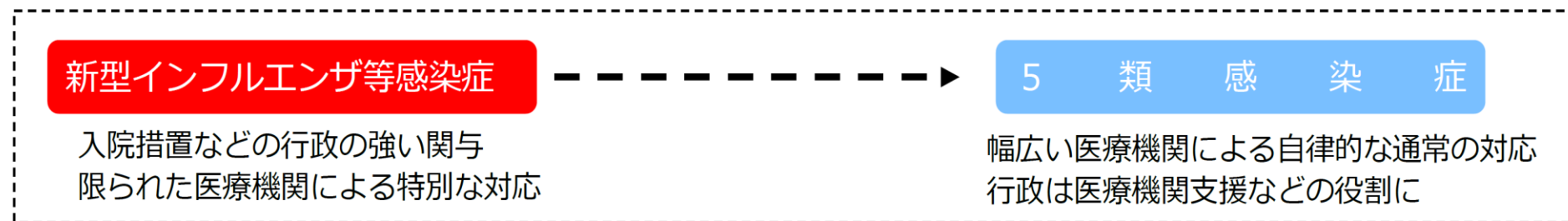


医療提供体制（基本的な考え方）

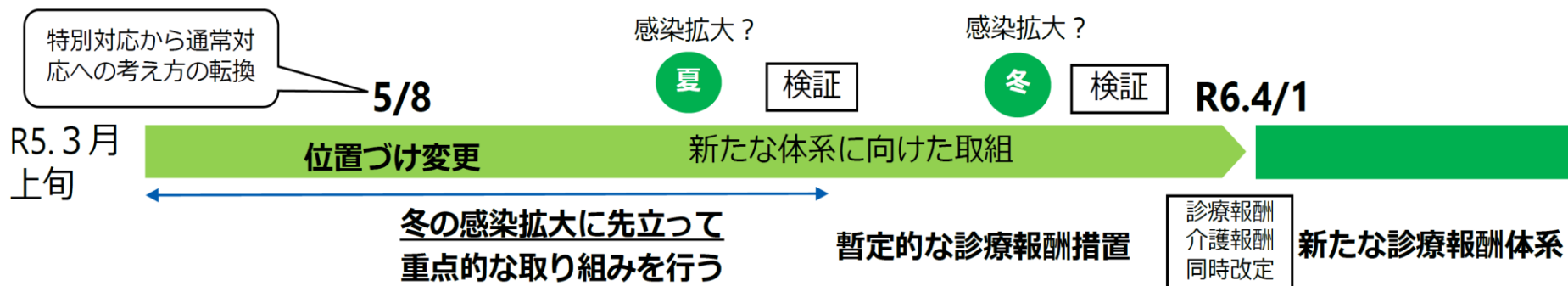
- 令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症へ変更されます。
- 医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととなります。

○新型コロナウイルス感染症は、5月8日から5類感染症に



医療提供体制

幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的に移行



対応する医療機関の維持・拡大を促す。



外来：4.2万 → 最大6.4万
入院：約3千 → 全病院約8千